

みんなので支える地域づくり

パートナープラン 活動推進補助金



誰もが豊かに安心して暮らせる社会を築くために、男女を問わず一人ひとりに個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、男女が対等な立場で家庭や社会のあらゆる分野の活動に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が求められています。

地域には、積極的にまちづくりを進めようという気概に満ちている「人の力」がたくさんあり、また、地域の中で十分に発揮されていない潜在的な力もたくさんあります。これらの力を集め、誰もが大切にされる住みよいまちをつくる必要があります。

町では、こうした住民の皆さんの取り組みを支援するための助成金制度を今年度から始めました。男性も女性も共に生き活きと暮らせる地域社会づくりのために、ぜひ活動に取り組んでみてください。

【日野町パートナープラン活動推進補助金の概要】

◇補助対象となる団体

- ・男女共同参画に関する活動を主な目的としていること
- ・町内に活動の拠点を持ち、主に町内で活動していること
- ・5人以上の団体で、主に町内にお住まいかお勤めの18歳以上の方で構成していること

◇補助対象となる事業

- ・学習、普及および広報などの教育啓発活動
- ・意識や行動の実態、ニーズなどを把握分析する調査研究活動
- ・その他、男女共同参画社会の実現に役立てられる事業

◇補助金の額

- ・1団体につき年間5万円

◆問い合わせ先 企画振興課 ☎6552 有線68963

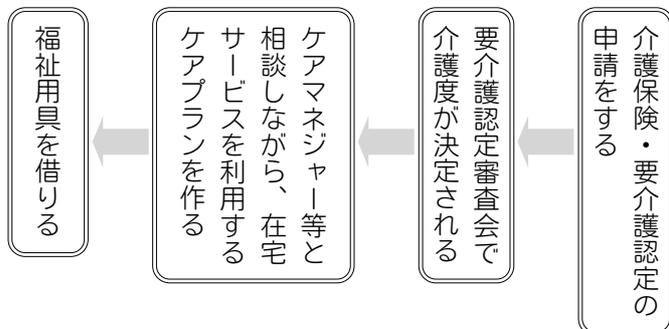
日常生活の自立を図るために

福祉用具をご利用ください



福祉用具を適正に利用すると、日常生活に必要な動作がしやすくなり、要介護者の自立度が高まります。また、介護者の負担が軽減されます。一方で、不適正に利用すると、廃用性の機能低下（身体を使わなくなることで衰えること）を起し、自立を妨げることとなります。要介護者や家族が、共に安心して在宅での生活を続けていくために、福祉用具を上手に活用してください。

福祉用具を借りるには？



※利用者は、費用の1割を負担します。

主な貸与の対象品目

(○→利用できます ×→利用できません)

福祉用具	要支援1・2 要介護1	要介護2～5
車いすとその付属品	×	○
特殊寝台（ベット）とその付属品	×	○
歩行器	○	○
歩行補助つえ	○	○

(注)要支援1・2、要介護1の方は、原則として○以外は保険給付の対象となりません。詳しくは地域包括支援センターまたはケアマネジャーにおたずねください。

◆問い合わせ先

☎6001 有線1148
地域包括支援センター